

伊丹市下水道ウォーターP P P事業  
事業契約書（案）

令和8年6月

伊丹市上下水道局



## 目 次

第1章 総則	1
第1条 (用語の解釈)	1
第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第3条 (事業契約等)	1
第4条 (本事業の実施)	1
第5条 (甲の責任負担)	2
第6条 (資金調達)	2
第7条 (公租公課の負担)	2
第8条 (契約の保証)	2
第9条 (本件施設の契約不適合責任等)	3
第10条 (国庫補助金等)	4
第11条 (甲が実施する業務との調整等)	4
第12条 (成果物の契約不適合責任)	4
第2章 本事業全体に係る事項	5
<b>第1節 本事業の体制及び計画</b>	<b>5</b>
第13条 (本事業の体制)	5
第14条 (監督員)	6
第15条 (事業実施計画書)	6
第16条 (年間事業実施計画書)	7
第17条 (月間事業実施計画書)	7
第18条 (事業実施計画書等の修正)	7
第19条 (緊急時の対応・支援等に関する事項)	7
第20条 (セルフモニタリング実施計画書)	7
第21条 (移行提案)	8
<b>第2節 本事業の実施</b>	<b>8</b>
第22条 (本事業の開始条件)	8
第23条 (本事業の実施)	9
<b>第3節 必要な契約等の締結</b>	<b>9</b>
第24条 (必要な契約の締結)	9
第25条 (乙による許認可等の取得等)	9
第26条 (保険の付保等)	9
第3章 適正業務の確保	10
第27条 (要求水準を満たす業務の実施)	10
第28条 (要求水準の変更)	10
第29条 (統括管理者等の変更)	10
第30条 (監督員の変更)	10
第31条 (業務の報告)	10
第32条 (セルフモニタリング)	11
第33条 (甲による実績評価)	11
第34条 (中間総合評価の実施)	11
第35条 (財務情報等の報告)	11
第4章 業務準備期間の業務	12
第36条 (業務準備期間中の業務)	12
第37条 (事業開始に伴う本件施設の確認及び使用)	12
第38条 (事業開始に伴う業務引継ぎ等)	12
第5章 統括管理業務	12
第39条 (統括管理業務の実施)	12
第40条 (統括管理業務の内容)	12
第6章 日常的維持管理業務	13
第41条 (日常的維持管理業務の実施)	13
第42条 (日常的維持管理業務の内容)	13

第7章 計画的維持管理業務	13
第43条 (計画的維持管理業務の実施)	13
第44条 (計画的維持管理業務の内容)	13
第8章 設計等に関する業務	13
第45条 (設計等に関する業務の実施)	13
第46条 (設計等に関する業務の内容)	14
第47条 (管路施設ストックマネジメント計画策定業務)	14
第48条 (管路施設改築設計業務)	14
第9章 緊急時対応	15
第49条 (臨機の措置)	15
第50条 (緊急事態の指揮系統)	16
第51条 (災害・事故発生時の費用負担)	16
第10章 サービス対価の支払等	16
第52条 (サービス対価の支払)	16
第53条 (サービス対価の変更)	16
第54条 (サービス対価の支払い停止及び減額)	16
第55条 (サービス対価の返還)	16
第11章 プロフィットシェア	17
第56条 (プロフィットシェア)	17
第12章 表明保証及び誓約	17
第57条 (乙による表明及び保証) 【SPCを設立する場合】	17
第58条 (乙による誓約事項)	17
第59条 (乙の株主の異動等) 【SPCを設立する場合】	18
第60条 (契約上の地位譲渡)	18
第61条 (乙の兼業禁止) 【SPCを設立する場合】	19
第13章 責任及び損害等の分担	19
第62条 (責任及び損害等の分担原則)	19
第63条 (反対運動及び訴訟等)	19
第64条 (法令改正)	20
第65条 (法令改正による追加費用及び損害の負担)	20
第66条 (税制改正)	20
第67条 (不可抗力)	21
第68条 (不可抗力による追加費用及び損害の負担)	21
第69条 (本件施設に起因する追加費用及び損害の負担)	21
第70条 (損害賠償責任)	22
第71条 (第三者に及ぼした損害)	22
第14章 契約の期間に伴う措置	22
第72条 (事業期間)	22
第73条 (乙事由による解除)	22
第74条 (甲の任意による解除、甲事由による解除)	23
第75条 (法令改正・不可抗力による解除)	23
第76条 (解除に伴う履行済みの業務に関して)	24
第77条 (業務引継書の作成等)	24
第78条 (事業終了時の引継ぎ等)	24
第79条 (契約終了による乙所有資産の取扱い)	24
第80条 (違約金)	24
第81条 (損失補償)	25
第82条 (事業終了後の解散及び債務引受)	25
第15章 知的財産権	25
第83条 (著作権の帰属)	25
第84条 (成果物の利用)	25
第85条 (著作権等の譲渡禁止)	26
第86条 (第三者の有する著作権の侵害防止)	26
第87条 (第三者の知的財産権等の侵害)	26
第88条 (知的財産権の対象技術の使用)	27

第16章 雑則	27
第89条 (情報管理)	27
第90条 (秘密保持義務)	27
第91条 (金融機関等との協議)	28
第92条 (遅延利息)	28
第93条 (契約の変更)	28
第94条 (準拠法・管轄裁判所)	29
第95条 (通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等)	29
第96条 (疑義に関する協議)	29
別紙1 定義集	30
別紙2 事業日程	32
別紙3 国庫補助対象業務	33
別紙4 乙が付す保険	34
別紙5 サービス対価の支払い方法	35
別紙6 サービス対価の減額措置	40
別紙7 プロフィットシェア	43



# 伊丹市下水道ウォーターPPP事業

## 事業契約書

1. 事業名 伊丹市下水道ウォーターPPP事業
2. 事業場所 伊丹市内全域
3. 契約期間 自契約成立日  
至令和19年3月31日
4. 契約金額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)  
(各事業年度の内訳は別記内訳書のとおり。なお、別紙5 (サービス対価の支払方法及び改定方法) に従って、精算対象とされているサービス対価については、当該規定に従った金額の支払とする。)
5. 契約保証金 第8条 (契約の保証) に定めるとおり。
6. 支払条件 第10章 (サービス対価の支払等) に定めるとおり。

上記の事業について、伊丹市上下水道局 (以下「甲」という。) と●● (以下「乙」という。) は、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって公正な契約 (以下「事業契約」という。) を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

事業契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

(甲)

所在地 伊丹市昆陽1丁目1番地2  
名称 伊丹市上下水道局

代表者 伊丹市上下水道事業管理者 大西 俊己

(乙)

所在地 ●●●●●  
名称 ●●●●●  
代表者 ●●●●●

【別記内訳書】

支払期	サービス対価 【A-1、A-2】 統括管理業務	サービス対価 【B-1、B-2】 日常的維持 管理業務	サービス対価 【C-1、C-2、 C-3、C-4】 計画的維持 管理業務	サービス対価 【D-1、D-2】 設計等に 関する業務	計
令和9年度					
令和10年度					
令和11年度					
令和12年度					
令和13年度					
令和14年度					
令和15年度					
令和16年度					
令和17年度					
令和18年度					
計					

# 第1章 総則

## (用語の解釈)

- 第1条 事業契約において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、別紙1（定義集）において定める意義を有する。
- 2 事業契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、事業契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
  - 3 事業契約で規定する法令等につき、改正又はこれらに替わる新たな法令等の制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が事業契約に適用される。

## (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 第2条 乙は、本件施設が下水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、本事業が、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、下水道事業を効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

## (事業契約等)

- 第3条 事業契約は、要求水準書、募集要項等及び提案書（以下「要求水準書等」という。）と一体の契約であり、これらはいずれも事業契約の一部を構成する。事業契約の規定に基づき、甲と乙の間で別途締結される契約は、いずれも事業契約の一部を構成する。
- 2 事業契約、要求水準書、募集要項等及び提案書の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用される。ただし、提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書が要求水準書に優先する。
  - 3 甲が要求水準書等に基づき書類の受理、通知、立会い、承諾を行い、又は説明若しくは報告を求めたことを以て、甲が乙の責任において行うべき本事業の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

## (本事業の実施)

- 第4条 本事業は、次の各号に掲げる業務により構成される。
- (1) 統括管理業務
  - (2) 日常的維持管理業務
    - ア 管路施設清掃業務
    - イ 住民対応業務
  - (3) 計画的維持管理業務
    - ア 管路施設修繕業務
    - イ 管路施設点検業務（法定点検）
    - ウ 管路施設点検業務
    - エ 管路施設調査業務
  - (4) 設計等に関する業務

ア 管路施設ストックマネジメント計画（第1回）（第2回）策定業務

イ 管路施設改築設計業務（第1回）（第2回）

- 2 乙は、要求水準書等に従い、別紙2（事業日程）に定める事業日程により、前項各号に掲げる本事業の業務を実施する。
- 3 乙は、本事業を実施するにあたり、適用される全ての法令等を遵守するとともに、善良な管理者の注意を以て、本事業を実施しなければならない。
- 4 【JVを組成する場合】共同企業体たる乙を構成する各当事者は、乙の事業契約上の債務につき連帯して責任を負うものとする。

#### （甲の責任負担）

第5条 本事業に伴う下水道法（昭和33年法律第79号）上の責任のうち、本契約に基づき乙が負担すべき義務及び責任を除くものについては、甲が自らの責任と負担においてこれを負う。

- 2 甲は、本件施設の改築又は新たな設備の導入等を乙と協議の上で実施することができる。甲は、かかる改築又は新たな設備の導入等に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用（又は費用の減少）について、サービス対価の変更を行うものとする。
- 3 前二項に定めるほか、甲及び乙の責任負担は要求水準書等に定めるところによる。

#### （資金調達）

第6条 本事業の実施に関する一切の費用は、事業契約に別段の定めがある場合を除き全て乙が負担し、本事業の実施に要する乙の資金調達は、全て乙の責任において行う。

- 2 乙は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、前項に定める資金調達にかかる金利変動による追加費用が生じた場合は、当該追加費用を負担する。

#### （公租公課の負担）

第7条 乙は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業に関連して乙に生じる一切の租税を負担する。

- 2 甲は、乙に対し、事業契約の定めに従い、サービス対価にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の支払債務を負担する。

#### （契約の保証）

第8条 乙は、事業契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、本事業期間が終了するまでの間これを維持しなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- （1） 契約保証金の納付
- （2） 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- （3） 事業契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- （4） 事業契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- （5） 事業契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証にかかる契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下、「保証の額」という。）は、事業期間中各年度のサービス対価相当額（消費税等を含む。）の10分の1以上としなければならない。

ならない。

- 3 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 4 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第73条（乙事由による解除）第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 事業契約の規定に基づくサービス対価の変更又は改定が生じた場合、保証の額が変更又は改定後の事業期間中各年度のサービス対価相当額（消費税等を含む。）の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

#### （本件施設の契約不適合責任等）

- 第9条 本件施設について事業開始日時点における重大な契約不適合（当該施設において法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる契約不適合であって、募集要項等甲が優先交渉権者に開示した資料及び事業契約締結前に優先交渉権者又は乙が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。なお、経年劣化は契約不適合に該当しない。以下この条において同じ。）が発見された場合、乙は、甲に対し、当該契約不適合の甲による修繕の実施に加え、当該契約不適合に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用の負担を請求することができる。
- 2 乙は、契約不適合を知った時から1年以内（以下この条において「契約不適合責任期間」という。）でなければ、第1項の契約不適合を理由とした追加費用の請求（以下この条において「請求」という。）をすることができない。
  - 3 前項の請求は、具体的な契約不適合の内容、請求する追加費用の算定の根拠等当該請求の根拠を示して、甲に第1項の負担を求める意思を明確に告げることで行う。
  - 4 乙が契約不適合責任期間の内に第1項の契約不適合を知り、その旨を甲に通知した場合において、乙が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求をしたものとみなす。
  - 5 契約不適合責任期間の経過後において、本件施設について事業開始日時点における契約不適合が発見された場合には、甲は当該契約不適合のうち、本事業の範囲内で修繕により対応可能なものに限り修繕を行うものとする。
  - 6 前項の規定にかかわらず、当該契約不適合が、修繕によって本件施設の機能回復又は安全性の確保が困難であり、改築又は更新に相当する工事を要するものと認められる場合には、当該契約不適合への対応は、本契約に基づく本事業の範囲には含まれないものとする。
  - 7 前項に該当する場合において、乙は、甲の要請に応じて、当該契約不適合に関する技術的助言、応急措置の検討、更新又は改築に係る計画立案若しくは技術的検討への協力その他必要な支援を行うものとする。
  - 8 当該契約不適合について、甲が施工業者、製造業者、業務受託者その他の第三者（以下「工事請負業者等」という。）に対して契約に基づく損害賠償請求を行うことができる場合、甲は、乙

の要請に応じて、当該請求を行うものとする。

- 9 甲は、当該契約不適合に起因して甲が工事請負業者等から実際に補償金を受領した場合には、当該受領した金額から甲に生じた固有の損害及び費用等（当該契約不適合に直接起因するものに限る。）を控除した残額の限度で、当該契約不適合に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用を負担する。
- 10 乙は、甲の要請に応じて、前各項に基づく対応及び工事請負業者等に対する請求に関し、これに最大限協力しなければならない。
- 11 甲は、第2項及び事業契約に別段の定めがある場合を除き、契約不適合責任期間経過後に本件施設について契約不適合が発見された場合、これらの契約不適合については一切責任を負わない。

#### （国庫補助金等）

- 第10条 乙は、甲による本事業に係る起債、交付金又は国庫補助金（交付金、国庫補助金を併せて又は個別に、以下「国庫補助金等」という。）の申請について、書類作成等への支援を行うものとし、甲が本事業を対象とした会計実地検査を受けることになった場合の検査対応のための書類作成や、検査当日の応援等についても協力するものとする。
- 2 別紙3（国庫補助対象業務）に示す本事業における国庫補助対象業務にかかる国庫補助金等の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、当該国庫補助対象業務に要する費用は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、甲は、乙と協議のうえ、当該国庫補助対象業務の内容を、国庫補助金等にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とし、乙は、これに異議を述べない。なお、この項に基づく国庫補助対象業務の調整に起因した要求水準の未達は乙の責めに帰すべき事由によらないものとし、これに起因して追加で発生する費用は、甲がこれを負担する。
  - 3 国庫補助金等にかかる制度が変更される場合においては、甲と乙は、協議の上本契約の継続等に向けた措置を講ずる。

#### （甲が実施する業務との調整等）

- 第11条 乙は、本事業に関連して甲がその責任及び費用において行う本件施設に係る業務、その他甲が管理するその他の施設の維持管理等又は関連工事と、本業務が密接に関連する場合において、甲が必要であると認めるときは、スケジュールの調整その他甲の実施する業務に対して協力し、便宜を提供しなければならない。
- 2 前項の協力及び便宜の提供に要する費用は、乙の負担とする。
  - 3 乙は、本事業の管路施設改築設計業務の成果物に基づき別途甲が発注する工事について、当該工事の元請けとして受注することができないものとし、甲による当該工事の発注に係る競争性、公平性及び透明性の確保に必要な措置を講じるものとする。ただし、特命随意契約である場合は、この限りでない。

#### （成果物の契約不適合責任）

- 第12条 甲は、甲の確認を得た設計等に関する業務の成果物に種類又は品質に関して要求水準書等の内容に適合しないもの（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、乙に対し、当該成果物の修補による履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて別紙6（サービス対価の減額措置）に示すサービス対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにサービス対価の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内（以下この条において「契約不適合責任期間」という。）でなければ、第1項の請求（以下この条において「本件請求」という。）をすることができない。
- 5 本件請求は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 6 甲が契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が当該通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による本件請求をしたときは、当該本件請求は適法に行われたものとみなす。
- 7 甲は、本件請求を行ったときは、当該本件請求の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該本件請求以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 8 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 9 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 10 甲は、成果物の確認の際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の定めにかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する本件請求をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 11 成果物の契約不適合が要求水準書及び募集要項等の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は、当該契約不適合を理由として、本件請求をすることができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

## 第2章 本事業全体に係る事項

### 第1節 本事業の体制及び計画

#### （本事業の体制）

第13条 乙は、事業契約締結後速やかに、要求水準書等に基づき、本事業の実施体制を整備し、統括管理業務及びその他の各業務項目（「日常的維持管理業務」、「計画的維持管理業務」、

「設計等に関する業務」) に対し、当該業務を統括し適切な履行を管理する責任者として、統括管理者と各業務の責任者を配置し、甲に通知し、甲の確認を受けなければならない。また、甲の確認を受けた本事業の実施体制、統括管理者その他各業務の責任者を変更したときも同様とする。なお、統括管理者とその他各業務の「責任者」は兼務できるものとする。

- 2 統括管理者は、事業契約の履行に関し、本事業の業務全体の管理及び統括を行うほか、サービス対価の変更、請求及び受領、第29条(統括管理者等の変更)の請求の受理、第30条(監督員の変更)の請求、通知の受理並びに事業契約の解除にかかる権限を除き、事業契約に基づく業務に関する一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを統括管理者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

#### (監督員)

- 第14条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知する。また、監督員を変更した場合も同様とする。
- 2 監督員は、事業契約の他の条項に定めるもの及び事業契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
    - (1) 本事業を実施する上で必要な乙又は乙の統括管理者に対する業務に関する指示。
    - (2) 事業契約、要求水準書、その他関係書類の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。
    - (3) 本事業の履行に関する乙又は乙の統括管理者との協議。
    - (4) 本事業の進捗の確認、照合その他契約の履行状況の調査及び改善通告。
    - (5) モニタリングの実施及び通知。
  - 3 前項の規定に基づく監督員の指示、承諾、確認又は通知は、原則として、書面により行わなければならない。
  - 4 事業契約に定める書面の提出は、監督員を経由して行う。この場合においては、監督員に到達した日をもって、甲に到達したものとみなす。

#### (事業実施計画書)

- 第15条 乙は、本事業の実施に関する基本的な重要事項を定めた第Ⅰ期事業実施計画書を策定し、甲と協議の上、事業開始日の30日前までに甲の承諾を得なければならない。
- 2 前項の第Ⅰ期事業実施計画書は、事業開始日から第Ⅰ期事業期間の終了日までの期間を対象とする。
  - 3 乙は、第Ⅰ期事業期間終了日の30日前までに、本事業の実施に関する基本的な重要事項を定めた第Ⅱ期事業実施計画書を策定し、甲と協議の上、第Ⅱ期事業開始日の前までに甲の承諾を得なければならない。
  - 4 前項の第Ⅱ期事業実施計画書は、第Ⅱ期事業開始日から第Ⅱ期事業期間の終了日までの期間を対象とする。
  - 5 乙は、第Ⅱ期事業期間終了日の30日前までに、本事業の実施に関する基本的な重要事項を定めた第Ⅲ期事業実施計画書を策定し、甲と協議の上、第Ⅲ期事業開始日の前までに甲の承諾を得なければならない。
  - 6 前項の第Ⅲ期事業実施計画書は、第Ⅲ期事業開始日から本事業期間の終了日までの期間を対象

とする。

- 7 乙は、第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期事業実施計画書（以下、総称して又は個別に「事業実施計画書」という。）の内容等に変更が生じる場合、甲に変更の申し出を行わなければならない。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。
- 8 甲は、前項の申し出を受けたときは、当該事業実施計画書の内容及び費用等の変更について、乙と協議するものとする。
- 9 乙は、前項の協議の結果により当該事業実施計画書を変更し、変更した事業実施計画書について甲の承諾を得なければならない。

#### **（年間事業実施計画書）**

第16条 乙は、各事業年度の開始日の30日前までに、事業実施計画書に基づき、要求水準書に定める事項を含む当該事業年度における具体的な業務実施の詳細を定めた年間事業実施計画書を策定し、甲と協議の上、当該事業年度開始日の前までに甲の承諾を得なければならない。

#### **（月間事業実施計画書）**

第17条 乙は、年間事業実施計画書に基づき、当該月の計画を把握できる月間事業実施計画書を作成し、当該月の開始日前に、甲に提出し、その承諾を得なければならない。

#### **（事業実施計画書等の修正）**

- 第18条 甲は、第15条に基づく事業実施計画書、第16条に基づく年間事業実施計画書、第17条に基づく月間事業実施計画書（以下「事業実施計画書等」という。）が不相当であると認める場合は、その事由を明らかにし、かつ、期日を指定した上で、乙に対し、その変更若しくは修正又は再提出を請求することができる。
- 2 乙は、甲から前項の請求があったときは、当該事業実施計画書等について変更若しくは修正し又は再提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙が期日までに、当該事業実施計画書等の変更若しくは修正又は再提出をしなかった場合は、要求水準書の未達として、第54条（サービス対価の支払い停止及び減額）に定める措置を適用する。

#### **（緊急時の対応・支援等に関する事項）**

- 第19条 乙は、事業開始日の30日前までに、天災又は本件施設に重大な支障が生じた場合などの緊急事態が発生した場合に備えて、緊急時における対応・支援等に関する事項を事業実施計画書に記載し、甲の承諾を得なければならない。
- 2 乙は、緊急事態が発生した場合は、事業実施計画書に定める緊急時の対応、支援に関する事項に従い、必要な対応を行うとともに、速やかに甲に連絡しなければならない。
- 3 乙は、緊急事態の対応に対して万全を図るため、第1項の内容を必要に応じて適宜改訂しなければならない。
- 4 乙は、前項の改訂を行ったときは、速やかに甲に届出て、その承諾を得なければならない。

#### **（セルフモニタリング実施計画書）**

第20条 乙は、事業開始日の30日前までに、モニタリング基本計画書に基づき、本事業の実施に関するセルフモニタリング実施計画書を作成して甲に提出し、甲と協議の上、事業開始日の前まで

に甲の承諾を得なければならない。

#### (移行提案)

- 第21条 本事業は、要求水準書に記載のとおり第Ⅱ期事業期間終了後仕様発注から性能発注へ移行するものとし、遅くとも、令和15年度までに検討し、令和16年度以降、原則として性能発注へ移行するものとする。
- 2 乙は、前項の移行に係る甲に対する提案のために、甲と事前協議を実施して前提条件を整理した上で、性能発注への移行に係る提案書を作成して甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。
  - 3 甲は、前項の規定による性能発注への移行に係る提案書の提出があったときは、要求水準書の要件を満たすか審査し、その結果を乙に通知する。
  - 4 前項の審査の結果、甲が乙の性能発注への移行に係る提案書を承諾したときは、甲は、必要に応じて要求水準書を変更する。
  - 5 性能発注への移行後は、本契約に別段の定めのある場合を除き、性能発注に移行した本業務の実施に必要な一切の手段等は乙の責任において定めるものとする。
  - 6 乙が、本業務について、第1項の期限までに性能発注への移行を行わない業務がある場合、同期限までに、乙は、当該業務につき性能発注に移行できない理由等を記載した理由書を作成し、甲に提出しなければならない。

## 第2節 本事業の実施

#### (本事業の開始条件)

- 第22条 乙は、事業開始日までに次に掲げる条件をすべて充足し、かかる充足をもって、本事業を開始する。
- (1) 第13条(本事業の体制)第1項に基づく通知を行っていること。
  - (2) 第15条(事業実施計画書)に基づく第Ⅰ期事業実施計画書について甲の承諾を得ていること。
  - (3) 第20条(セルフモニタリング実施計画書)に基づくセルフモニタリング実施計画書について甲の承諾を得ていること。
  - (4) 第24条(必要な契約の締結)第2項に従い、業務委託請負先との間で本事業の各業務に関する業務委託請負契約が締結され、当該契約書の写しが甲に提出されていること。
  - (5) 第25条(乙による許認可等の取得等)第1項に基づく許認可等が取得されていること。
  - (6) 第26条(保険の付保等)に定める、本事業について必要となる保険の付保が完了していること。
  - (7) 第38条(事業開始に伴う業務引継ぎ等)に基づく引継ぎ等が完了していること。
  - (8) 第58条(乙による誓約事項)第1項に定める各書類が甲に提出されていること。
  - (9) 甲が必要と認める場合には、第92条(金融機関等との協議)に定める甲と金融機関等との間の協定書が締結されていること。
  - (10) **【SPCを設立する場合】**基本協定書第4条(SPCの設立)に定める履歴事項全部証明書、定款の原本証明付き写し及び代表印の印鑑証明書が甲に提出されていること。
  - (11) 乙に事業契約に対する重大な義務違反がないこと。
- 2 乙が事業開始日までに本事業の開始条件を充足できず、乙による本事業の実施に遅延が発生した場合(ただし、当該未充足について乙の責めに帰すべき事由がない場合を除く。)、甲

は、当該遅延期間中に乙が行うべき業務の実施に関し甲において生じた費用を乙に請求することができる。

#### (本事業の実施)

第23条 乙は、本事業期間中、事業契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、本事業を実施しなければならない。

### 第3節 必要な契約等の締結

#### (必要な契約の締結)

第24条 乙は、構成員外委託禁止業務を構成員以外の第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

2 乙は、要求水準書等に従い、本事業の各業務に着手する日までに、当該各業務にかかる業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結し、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出する。

3 乙は、第1項に基づき各業務の全部又は一部を業務委託請負先に対して委託し又は請け負わせる場合、暴力団又は暴力団員等のいずれかに該当する者その他甲が不適切と認める者に対しては委託せず又は請け負わせてはならず、業務委託請負先をして、暴力団又は暴力団員等のいずれかに該当する者その他甲が不適切と認める者に対しては再委託をさせず又は下請負をさせてはならない。

4 乙は、第3項に基づく業務委託請負先への委託又は請負に関する一切の責任を負い、業務委託請負先の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして乙が責任を負う。

#### (乙による許認可等の取得等)

第25条 本事業を実施するために必要となる一切の許認可等は、乙が取得して維持し、又は作成して提出する。

2 乙は、本事業を実施するために必要となる許認可等の取得若しくは維持又は届出若しくは報告に関する責任及び費用（許認可等取得の遅延から生じる追加費用を含む。）を負担する。ただし、その遅延が甲の責めに帰すべき事由による場合には、甲がその責任及び損害を負担する。

3 甲は、乙が甲に対して書面により要請した場合、第1項に定める乙による許認可等の取得若しくは維持又は届出若しくは報告について、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。

4 乙は、第1項に定める許認可等の原本又は届出若しくは報告の写しを保管し、許認可等の原本証明付きの写し又は届出若しくは報告の写しを甲に提出する。

#### (保険の付保等)

第26条 乙は、自ら又は業務委託請負先をして、別紙4（乙が付す保険）の定めるところにより、自らの責任及び費用負担により、本事業の実施に必要な保険に加入し又は加入させなければならない。

2 乙は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前項による保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後直ちに甲に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。

## 第3章 適正業務の確保

### (要求水準を満たす業務の実施)

第27条 乙は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、本事業を実施する。

### (要求水準の変更)

第28条 甲は、本事業期間中に次の各号に掲げる事由が発生した場合、要求水準書を変更することができる。ただし、甲は、あらかじめ乙に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、乙と協議を行わなければならない。

(1) 法令改正により本事業の業務内容を著しく変更せざるを得ないとき。

(2) 災害、事故等により、特別な本事業の業務内容が必要なとき又は本事業の業務内容を著しく変更したとき。

(3) 甲の事由等により本事業の業務内容の変更が必要なとき。

3 前項の要求水準書の変更に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担は、かかる要求水準書の変更が(1)法令改正による場合は第65条(法令改正による追加費用及び損害の負担)に従い、(2)税制等が改正され又は制定されたことによる場合は第66条(税制改正)に従い、(3)不可抗力による場合は、第68条(不可抗力による追加費用及び損害の負担)に従い、(4)前記(1)から(3)以外の場合であって、甲の事由による場合は甲が、乙の事由による場合は乙が、それぞれ負担する。

4 この条に基づく要求水準書の変更により乙の本事業の実施に要する費用が減少する場合には、当該費用相当額については甲の帰属とする。

### (統括管理者等の変更)

第29条 甲は、本事業期間中において、統括管理者又は各業務の責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対し、その理由を明示した書面により、当該管理者又は責任者の変更を要請することができる。

2 乙は、前項に規定する要請を受けたときは、速やかに新たな当該要請にかかる責任者等を選出し、甲に届け出なければならない。

3 乙は、本事業期間中において、統括管理者又は各業務の責任者を変更する必要が生じたときは、要求水準書に定めるところに従って、当該管理者又は責任者を変更することができる。

### (監督員の変更)

第30条 乙は、監督員がその職務の執行が不相当と認められるときは、甲に対し、その理由を明らかにして、必要な措置を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる事項について決定し、その結果について請求を受理した日から10日以内に乙に通知しなければならない。

### (業務の報告)

第31条 乙は、事業実施計画書、年間事業実施計画書、月間事業実施計画書に基づき実施した業務について、報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 事業実施計画に対する報告書は、要求水準書で規定する事項を含むものとしなければならない。
- 3 事業実施計画に対する報告書に記載する事項については、前項の規定による他、甲と乙の協議により定めるものとする。
- 4 乙は、事業実施計画書に基づき実施した業務にかかる報告書を当該事業期間終了後7日以内に、年間事業実施計画書に基づき実施した業務にかかる報告書を当該年度終了後7日以内に、月間事業実施計画書に基づき実施した業務にかかる報告書を当該月終了後7日以内に、甲に提出しなければならない。

#### (セルフモニタリング)

第32条 乙は、モニタリング基本計画書及びセルフモニタリング実施計画書の定めに従い、セルフモニタリングを行い、セルフモニタリング実施報告書を所定の期限までに又は甲の請求に従って随時、甲に提出する。

#### (甲による実績評価)

第33条 甲は、乙からセルフモニタリング実施報告書その他の報告書が提出された場合、要求水準書、モニタリング基本計画書及びモニタリング実施計画書の定めに従い、本事業の実施内容が要求水準を満たしているか否か、また、提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認する。乙は、要求水準書、モニタリング基本計画書及びモニタリング実施計画書の定めに従い、かかる確認に必要な協力を行う。

- 2 甲は、前項による他、必要と認めるときは、乙に対して事前に通知することなく、現地調査等により、本事業の実施状況を確認することができ、乙は、甲の求めに応じて、甲の確認に立会い、本事業の実施状況を説明し、又は書類を提出するなど、かかる確認に必要な協力を行う。
- 3 甲は、前条（セルフモニタリング）のセルフモニタリング、第1項の実績評価及び前項の確認により、乙の実施する業務につき要求水準の未達があると判断した場合、要求水準書及びモニタリング基本計画書の定めに従って、乙に対し、改善措置をとることを求めることができる。
- 4 乙は、前項の場合、要求水準書及びモニタリング基本計画書に従った改善計画の作成、改善措置の実施等を行わなければならない。

#### (中間総合評価の実施)

第34条 甲は、第I期事業期間及び第II期事業期間を通じた乙の本事業の履行状況について、第31条の規定により提出された報告書及び第32条の規定により提出されたセルフモニタリング実施報告書等に基づき、事業契約の継続の有無も含めて、総合的に評価（以下「中間総合評価」という。）を行う。

- 2 甲は、中間総合評価を第I期事業期間終了日及び第II期事業期間終了日の7日前までに実施し、その結果を速やかに乙に通知する。
- 3 前項の結果、著しく評価が低く、若しくは本契約の目的を達成することが極めて難しいことが明らかなきときは、第73条（乙事由による解除）第1項第11号の定めに従う。

#### (財務情報等の報告)

第35条 【SPCを設立する場合】乙は、各事業年度の会社法に定める計算書類、事業報告、附属明細書のほか、監査報告、会計監査報告を、各事業年度の終了後3ヶ月以内に甲に報告しなければならない。【JVを組成する場合】乙は、乙を構成する各当事者の各事業年度の会社法に定

める計算書類等を、その各事業年度の終了後3カ月以内に甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、本事業期間中、本事業の財務情報に関し甲が必要と認めて（甲の公有財産台帳の整理等のため必要があるときを含む。）報告を求めた事項について、遅滞なく甲に報告しなければならない。

## 第4章 業務準備期間の業務

### （業務準備期間中の業務）

第36条 乙は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、業務準備期間中の業務を実施し、これを完了させなければならない。

- 2 甲は、乙が実施する業務準備期間中の業務に対するサービス対価の支払は行わない。

### （事業開始に伴う本件施設の確認及び使用）

第37条 乙は、乙の申出により、契約締結日の翌日から業務準備期間終了日までの間において、本件施設の性状、規格、機能、数量等について、甲の承諾を得て確認することができる。この確認の方法等は、甲と乙の協議により定める。なお、本件施設の確認にかかる費用は、各自これを負担する。

- 2 乙は、本件施設について、善良なる管理者の注意を以って、これを使用し、又は保存し、若しくは管理しなければならない。

### （事業開始に伴う業務引継ぎ等）

第38条 乙は、自らの費用負担により、契約締結日の翌日から事業開始日までに、甲又は甲の指定する者から、本事業実施に必要な業務引継ぎ等を受けなければならない。なお、業務引継ぎ等の内容等については、要求水準書に定めるところによる。

- 2 甲は、乙が本事業実施に合理的に必要とし、甲が保有する書類、データ、本件施設の状況等（以下「本件施設の情報等」という。）を、乙に適切に開示するものとする。
- 3 乙は、本事業実施上必要となる本件施設の情報等を十分に把握し、本件施設の習熟に努める。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は第1項に規定する乙による業務引継ぎ等を行わないことができる。
  - （1）業務引継ぎ等の必要がない事由を乙が書面で提出し、これを甲が認めたとき。
  - （2）甲が、本件施設に関する乙による業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

## 第5章 統括管理業務

### （統括管理業務の実施）

第39条 乙は、本契約に基づき、要求水準書等及び事業実施計画書等に従い、本事業全体を統括し、各業務が相互に整合し、かつ円滑に実施されるよう、統括管理業務を実施する義務を負う。

### （統括管理業務の内容）

第40条 統括管理業務は次に掲げる業務により構成されるものとする。

- (1) 各種業務のマネジメント（業務全般の統括管理）
- (2) 事業実施計画書及び報告書の作成
- (3) 安全・危機管理、技術管理、環境対策、地域貢献
- (4) 伊丹市下水道ストックマネジメント計画の進捗管理と分析
- (5) 情報管理
- (6) モニタリング
- (7) その他関連業務

## 第6章 日常的維持管理業務

### （日常的維持管理業務の実施）

第41条 乙は、本契約に基づき、要求水準書等事業実施計画書等に従い、本件施設の機能を継続的に維持するため、日常的維持管理業務を実施する義務を負う。

### （日常的維持管理業務の内容）

第42条 日常的維持管理業務は、次に掲げる業務により構成されるものとする。

- (1) 管路施設清掃業務
- (2) 住民対応業務
- (3) 前各号に附帯する業務

## 第7章 計画的維持管理業務

### （計画的維持管理業務の実施）

第43条 乙は、本契約に基づき、要求水準書等及び事業実施計画書等に従い、本件施設の中長期的な健全性及び機能を確保するために、計画的維持管理業務を実施しなければならない。

### （計画的維持管理業務の内容）

第44条 計画的維持管理業務は、次に掲げる業務により構成されるものとする。

- (1) 管路施設修繕業務
- (2) 管路施設点検業務（法定点検）
- (3) 管路施設点検業務
- (4) 管路施設調査業務
- (5) 前各号に附帯する業務

## 第8章 設計等に関する業務

### （設計等に関する業務の実施）

第45条 乙は、本契約に基づき、要求水準書等及び事業実施計画書等に従い、本件施設の改築又

は更新に係る判断及び事業実施に資するために、設計等に関する業務を一体的に実施する義務を負う。

- 2 本業務には、改築又は更新に係る工事の施工は含まない。
- 3 乙は、改築工事の施工結果について直接の責任を負うものではない。ただし、乙の故意又は重大な過失により甲に損害が生じた場合は、この限りでない。

#### (設計等に関する業務の内容)

第46条 設計等に関する業務は、次に掲げる業務により構成されるものとする。なお、乙は、以下の各号の業務を相互に連携させ、改築更新の計画的かつ効率的な推進に資するものとする。

- (1) 管路施設ストックマネジメント計画(第1回)(第2回)策定業務
- (2) 管路施設改築設計業務(第1回)(第2回)
- (3) 前各号に附帯する業務

#### (管路施設ストックマネジメント計画策定業務)

第47条 乙は、本契約に基づき、要求水準書等及び事業実施計画書等に従い、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として、管路施設ストックマネジメント計画策定業務を実施するものとする。

- 2 乙は、事業期間中、下に示す2回の管路施設ストックマネジメント計画を策定するものとする。
  - (1) 伊丹市下水道ストックマネジメント計画(第1回)
    - ア 策定時期 令和9年度
    - イ 計画の対象期間 令和10年度～令和14年度の5年間
  - (2) 伊丹市下水道ストックマネジメント計画(第2回)
    - ア 策定時期 令和14年度
    - イ 計画の対象期間 令和15年度～令和19年度の5年間
- 3 乙は、管路施設ストックマネジメント計画の策定にあたっては、甲と適宜協議を行い、甲の確認を求め等、適切に業務を実施するものとする。
- 4 乙は、管路施設ストックマネジメント計画策定の完了後又はその他甲が必要と認めた場合、速やかに、管路施設ストックマネジメント計画及びその他の要求水準書等が定める書類を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

#### (管路施設改築設計業務)

第48条 乙は、要求水準書等及び事業実施計画書に従い、要求水準書に定める範囲の本件施設にかかる管路施設改築設計業務を実施する。

- 2 乙は、事前調査を完了し、設計に着手するまでに、要求水準書等に従って検討事項をまとめ、甲の承諾を得なければならない。
- 3 本事業用地の土壤汚染、埋蔵文化財又は地中埋設物の存在について、要求水準書等で規定されていなかったこと又は規定されていた事項が事実と異なっていたことが判明した場合、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 4 本事業用地の土壤汚染、埋蔵文化財、地中埋設物又は地盤の状態に起因して乙に発生する設計業務の実施に要する追加費用は、甲がこれを負担し、設計業務が遅延する場合には、甲は乙と協議の上、対象となる業務の履行期限を変更できる。ただし、募集要項等甲が優先交渉権者に開示

した資料又は優先交渉権者又は乙が知り得た情報から合理的に判断できる範囲の事業用地の土壤汚染、埋蔵文化財、地中埋設物又は地盤の状態に起因する場合には、この限りでない。

- 5 乙は、事前調査の不備に起因して発生する一切の責任及び追加費用を負担する。
- 6 乙は、甲に対し、要求水準書等に従い、一定期間において進捗した設計の内容その他の設計及びその関連業務の進捗状況に関し定期的に報告書を提出しなければならない。甲は、設計の内容その他の設計及びその関連業務の進捗状況に関して、随時に、乙に対して説明を求めることができ、報告書その他の関連資料の提出を求めることができる。
- 7 乙は、事業実施計画書に従った部分毎に、要求水準書等に基づく設計の完了後又はその他甲が必要と認めた場合、速やかに、設計図書その他の要求水準書等が定める書類を甲に提出して甲の確認を受けなければならない。
- 8 甲は、乙から提出された設計図書が、法令、要求水準書等の規定に適合しないこと又は逸脱していることが判明した場合は、設計図書の受領後遅滞なく当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう乙に対して求めることができる。この場合、乙は、速やかに当該箇所を自らの費用負担で是正した設計図書を甲に提出し、甲の確認を受ける。
- 9 甲は、前二項に基づき乙から提出された設計図書を確認した結果、適当と認めた場合は、当該設計図書を承諾する旨を乙に通知する。
- 10 甲は、設計図書の内容の承諾の通知のみを理由として、乙の業務の実施に関して何らの責任を負うものではない。
- 11 設計図書の是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合で、甲の指示の不備、誤り又はその他の甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲は、当該是正に起因して乙に発生する設計業務に要する追加費用及び損害を合理的な範囲で負担する。ただし、乙が当該要求水準書等の記載が不相当であること又は甲の指示に不備、誤りがあることを知りながら甲に異議を述べなかった場合は、この限りでない。
- 12 乙は、設計図書の内容が改築工事の円滑な発注となるよう、発注条件、施工条件及び工程条件を考慮して設計を行う。
- 13 乙は、設計完了後においても、改築工事の施工段階において設計内容に関する技術的助言を行う。

## 第9章 緊急時対応

### (臨機の措置)

- 第49条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じる。この場合において、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書きにおいて、臨機の措置を講じたときは、乙は、当該措置の内容を、甲に直ちに通知する。
  - 3 甲は、災害防止その他の業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を講じるよう請求することができる。
  - 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、要求水準書に定める本業務の範囲外であると認められる部分については、甲がこれを負担するものとし、その額は、甲と乙の協議の上で定める。

#### (緊急事態の指揮系統)

第50条 甲は、災害・事故等の緊急事態の発生又は発生のおそれが生じ、本事業の実施に甲の介入が必要であると認めるときは、直ちに統括管理者にその旨を通知する。なおこの項の通知は、緊急のときは書面によることを要せず、事後速やかに書面により通知する。

2 乙が前項の通知を受けたときは、統括管理者は、監督員又はその他の甲の職員の直接の指揮監督に服し、乙の従事者等は、統括管理者を通じ、監督員又はその他の甲の職員の指示に従わなければならない。

3 他の下水道事業体又はその関連団体等から、甲に対して災害・事故その他の不可抗力の発生又は発生のおそれを理由として協力要請がなされた場合は、甲は、統括管理者を通じて乙に当該協力要請に応じることを指示することができる。この場合、乙は、実務上可能な範囲で、甲の指示に従わなければならない。

#### (災害・事故発生時の費用負担)

第51条 前条(緊急事態の指揮系統)第2項の規定に従い、統括管理者及び乙の従事者等が甲の指示に従ったことにより、要求水準書等に従った乙の業務に追加して生じた業務の費用は、甲の負担とし、その額及び支払方法等は、甲と乙の協議の上で定める。

## 第10章 サービス対価の支払等

#### (サービス対価の支払)

第52条 甲は、乙による本事業の実施に要する費用を、別紙5(サービス対価の支払方法及び改定方法)の定めに基づき、サービス対価として乙に支払う。

#### (サービス対価の変更)

第53条 前条の定めにかかわらず、サービス対価の支払額は、別紙5(サービス対価の支払方法及び改定方法)に定めるところに従い変更される。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約の規定に従い甲が乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害を負担する場合において、甲は、当該追加費用及び損害の乙への直接支払又はサービス対価の増額変更のいずれかを選択することができる。

3 前項の規定に基づきサービス対価の増額変更を行う場合、甲及び乙は、協議によりこれを定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

#### (サービス対価の支払い停止及び減額)

第54条 第52条(サービス対価の支払)の定めにかかわらず、サービス対価の支払は、別紙6(サービス対価の減額措置)に定めるところに従い減額される。

#### (サービス対価の返還)

第55条 サービス対価の支払後に、乙が甲に提出した当該サービス対価の支払の前提となる報告書に虚偽の記載があることが判明したときは、乙は、甲に対して、当該虚偽記載がなければ甲が減額し得たサービス対価の相当額を返還しなければならない。

## 第11章 プロフィットシェア

### (プロフィットシェア)

- 第56条 乙は、別紙7 (プロフィットシェア) の定めに従い、業務改善等を提案することができる。
- 2 甲は、要求水準書の変更を伴う手法等の導入による本事業に要する費用の減少について、別紙7 (プロフィットシェア) の定めに従い、サービス対価を減額することができる。

## 第12章 表明保証及び誓約

### (乙による表明及び保証) 【SPCを設立する場合】

- 第57条 乙は、事業契約の締結日現在において、甲に対して次の各号の事実を表明し、保証する。
- (1) 乙は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
  - (2) 乙は、事業契約を締結し、履行する完全な能力を有し、事業契約上の乙の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、乙に対して強制執行可能であること。
  - (3) 乙が事業契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手續を履践していること。
  - (4) 本事業を実施するために必要な乙の能力又は事業契約上の義務を履行するために必要な乙の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、乙に対して係属しておらず、乙の知る限りにおいてその見込みもないこと。
  - (5) 事業契約の締結及び事業契約に基づく義務の履行は、乙に対して適用される全ての法令等に違反せず、乙が当事者であり、若しくは乙が拘束される契約その他の合意に違反せず又は乙に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
  - (6) 乙の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
  - (7) 乙の資本金と資本準備金の合計額は●円であること。
  - (8) 乙の定款に、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間(乙の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する3月31日までの期間)を事業年度とする定めがあること。

### (乙による誓約事項)

- 第58条 乙は、事業契約の締結後速やかに(契約書については当該契約書の調印後速やかに)次の各号に掲げる各書類の写しを甲に対して提出し、事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間、乙について次の各号に掲げる各書類の記載内容が変更された場合、変更後の書類の写しを甲に提出しなければならない。
- (1) 定款【SPCを設立する場合】
  - (2) 履歴事項全部証明書【SPCを設立する場合】
  - (3) 印鑑証明書【SPCを設立する場合】
  - (4) 本事業に関して、乙に融資等を行う金融機関等との間の次に掲げる契約書
  - (5) 本事業に関する乙に対する融資等にかかる契約書
  - (6) 乙が保有する資産及び乙の発行済株式に対する担保権設定にかかる契約書

- (7) 事業契約その他甲と乙の間で締結された契約に基づく乙の契約上の地位及び権利に対する担保権設定にかかる契約書
- 2 乙は、事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間、法令等及び事業契約の定めを遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 乙は、会社法に基づき設立された株式会社として存続すること。【S P Cを設立する場合】
- (2) 乙（乙が共同企業体の場合は乙を構成する各当事者。以下第3号及び第4号にて同じ。）は、事業契約を締結し履行する完全な能力を有し、事業契約上の乙の義務が法的に有効かつ拘束力ある義務であって乙に対して強制執行可能な義務として負担すること。
- (3) 乙が事業契約を締結し履行することにつき、日本国の法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践すること。
- (4) 事業契約の締結及び事業契約に基づく義務の履行が、乙に対して適用される全ての法令等に違反せず、乙が当事者であり若しくは乙が拘束される契約その他の合意に違反せず又は乙に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないようにすること。
- (5) 乙の定款の目的を、本事業の遂行に限定すること。【S P Cを設立する場合】
- (6) 乙は、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、資本金及び資本準備金の合計額を●円以上に維持すること。【S P Cを設立する場合】
- (7) 乙の定款に、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間（乙の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する3月31日までの期間）を事業年度とする定めを置くこと。【S P Cを設立する場合】
- 3 乙は、事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間、甲の事前の書面による承諾なくして、次に掲げる行為を行ってはならない。【S P Cを設立する場合】
- (1) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、解散その他会社の基礎の変更
- (2) 議決権付株式の発行
- (3) 定款記載の目的の変更及び当該目的の範囲外の行為

#### (乙の株主の異動等) 【S P Cを設立する場合】

- 第59条 乙は、乙の株主に異動等があり、株主名簿の記載が変更された場合、直ちに甲に対して最新の株主名簿の原本証明付き写しを提出し、甲の求めに応じてその他株主に関する情報を提供する。
- 2 乙は、乙の株主が以下の各号に定める事由に該当することが判明したときは、その旨を甲に対して速やかに通知しなければならない。この場合において、乙は、当該株主にかかる当該事由を解消させ又は当該事由に該当しない他の株主に対しその保有株式を処分させる等して、速やかにその状態を解消しなければならない。
- (1) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがされていること又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがされていること。
- (2) 出資者保証書に違反して、甲の承諾を得ることなく乙の株式について処分を行ったこと。

#### (契約上の地位譲渡)

- 第60条 乙は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、甲の事前の書面による承諾なくして、事業契約その他甲と乙の間で締結された契約に基づく乙の契約上の地位及び権利義務につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。

2 前項の定めにかかわらず、甲は、乙から、提案書に規定された融資に関連して当該金融機関等のために、事業契約その他甲と乙の間で締結された契約に基づく乙の契約上の地位及び権利に担保権を設定することについての承諾の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが甲に提出され、かつ、第92条（金融機関等との協議）に基づく協定書が甲と当該金融機関等との間で甲の合理的に満足する内容（相殺を含む甲の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後を問わず、担保権者に対抗できることを含む。）にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしない。

#### （乙の兼業禁止）【SPCを設立する場合】

第61条 乙は、甲の事前の書面による承諾なくして、本事業にかかる業務以外の業務を行ってはならない。

2 前項の定めにかかわらず、乙は、本事業期間中、事前の甲の承諾を得て、次の各号に掲げる業務を実施することができる。

（1）伊丹市の他の公共施設における包括管理業務

（2）地方公共団体等が事業主体である水道事業、下水道事業及び工業用水道事業並びにこれらに類似する事業に関する業務

3 乙は、前項第2号に定める事業に関連して、地方公共団体等から協議を求められた場合、誠実に対応しなければならない。

4 乙は、第2項に定める事業の実施に当たっては、本事業の継続に影響を与えないよう、リスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は乙の責任で行う。

5 第2項に定める事業にかかる一切の費用及び損害並びに当該事業に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は全て乙の負担とし、理由の如何を問わず、甲はこれらの追加費用及び損害を負担しない。

## 第13章 責任及び損害等の分担

#### （責任及び損害等の分担原則）

第62条 乙は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施にかかる一切の責任を負い、本事業において乙に生じた追加費用の発生その他損害又は損失については、全て乙が負担し、甲はこれについて何ら責任を負担しない。

2 乙は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、乙の本事業の実施に関する甲による承諾、確認若しくは立会い又は乙からの甲に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる事業契約上の乙の責任をも免れず、当該承諾、確認若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

3 事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に関する一切の費用は、全て乙が負担する。

4 事業契約に別段の定めがある場合を除き、法令等に従って甲が実施義務を負う事業の実施に関して甲の故意又は重大な過失（なお、法令改正自体はこれに該当しない。）に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、甲がこれを負担する。

#### （反対運動及び訴訟等）

第63条 甲が設定した条件に直接起因した近隣住民等の本事業に対する反対運動又は訴訟等により、本事業期間の変更、本事業の中断若しくは延期又は本件施設に物理的な破損等が発生した場合、かかる事象に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、甲がこれを負担する。

#### (法令改正)

第64条 乙は、事業契約の締結後に法令改正により次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「法令改正通知」という。）により、甲に対して直ちに通知する。

- (1) 要求水準書等に規定された条件に従って、本事業の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
- (2) 乙に本事業の実施に要する追加費用又は損害が発生するとき。

3 前項の場合において、甲は、乙に対し、法令改正による本事業への影響を調査するため、必要な資料（法令改正に起因して発生した追加費用及び損害額についての資料を含む。）の提出を求めることができる。また、甲は、法令改正により履行困難となった乙の事業契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、乙及び甲は、当該法令改正の影響を早期に除去すべく、適切な対応手順に則り早急に対応措置をとり、法令改正により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

4 甲及び乙は、法令改正通知があった場合又は甲が自ら法令改正が発生していると認識した場合、当該法令改正に対応して本事業を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について協議する。ただし、当該法令改正に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担については、次条の定めに従う。

5 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内に要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について合意が成立しないときは、甲が法令改正に対する対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業の実施を継続するものとする。

#### (法令改正による追加費用及び損害の負担)

第65条 その他事業契約で別途定める場合を除き、法令改正に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、乙の負担とする。ただし、関係法令改正により乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、甲の負担とする。

#### (税制改正)

第66条 乙は、事業契約の締結後に本事業に影響を及ぼす税制の改正又は制定があったことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「税制改正通知」という。）により、甲に対して直ちに通知する。

2 前条（法令改正による追加費用及び損害の負担）の定めにかかわらず、甲及び乙は、税制改正通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、次の各号に掲げる取扱いを原則として、当該税制等の改正又は制定に対応するために速やかに追加費用の負担について協議する。

- (1) 乙の利益に課せられる税制の改正又は制定による追加費用は、乙の負担とする。
- (2) 前号に定める以外の税制の改正又は制定による追加費用は、甲の負担とする。ただし、本事業の実施に直接関係するものに限るものとし、甲と乙の協議により定める。

3 前各項の定めにかかわらず、サービス対価にかかる消費税等の税率変更による追加費用につい

ては甲の負担とする。

#### (不可抗力)

第67条 乙は、事業契約の締結後に、不可抗力により次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「不可抗力通知」という。）をもって、甲に対して直ちに通知するとともに、要求水準書に従い対応をしなければならない。ただし、緊急対応が必要な場合には、乙は、自らの判断により臨機の措置を取ることができ、かかる措置を取った後速やかに甲に報告することで足りる。

(1) 要求水準書等に規定された条件に従って、本事業の全部又は一部を行うことができなくなったとき。

(2) 本事業の実施に要する追加費用又は損害が発生したとき。

2 前項の場合において、甲が本事業の継続のために必要と判断した場合、甲は、乙に対し必要な対応を指示することができ、乙は、これに従わなければならない。

3 第1項の場合において、甲は、乙に対し、不可抗力による本事業への影響を調査するため、必要な資料（不可抗力に起因して発生した追加費用及び損害額についての資料を含む。）の提出を求めることができる。また、甲は、不可抗力により履行困難となった乙の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、甲及び乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切な対応手順に則り早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

4 甲及び乙は、不可抗力通知があった場合又は甲が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、当該不可抗力に対応して本事業を継続するために必要な要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について協議する。ただし、当該不可抗力に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担については、次条の定めに従う。

5 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について合意が成立しないときは、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業の実施を継続するものとする。

6 事業開始日以降、不可抗力通知があった場合又は甲が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、甲及び乙は、協議の上、本件施設の復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）等に基づく国庫負担の申請等、本事業の復旧に向けて、相互に協力する。

#### (不可抗力による追加費用及び損害の負担)

第68条 不可抗力に起因して乙に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害については、第51条（災害・事故発生時の費用負担）、その他事業契約に別段の定めがある場合を除き、甲が負担する。ただし、当該追加費用又は損害が乙の善良な管理者としての注意義務違反その他乙の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前項の定めにかかわらず、不可抗力によって本件施設又は本事業用地が毀損した場合、本件施設又は本事業用地の修補その他の原状回復に必要な措置は、甲が自らの費用負担において行う。この場合、乙は、甲の要請に応じてこれに最大限協力しなければならない。

#### (本件施設に起因する追加費用及び損害の負担)

第69条 乙が要求水準書等に従い合理的に業務を実施していたにもかかわらず、本件施設の老朽

化、劣化、破損その他本件施設に起因して本事業の実施に支障が生じ、乙に追加費用又は損害が発生した場合の負担については、要求水準書、募集要項 別紙4（リスク分担表）及び当該事由の発生原因等を踏まえ、甲乙協議の上定める。

- 2 前項の場合において、当該追加費用又は損害が乙の善良な管理者としての注意義務違反その他乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙の負担とする。

#### （損害賠償責任）

第70条 甲及び乙は、相手方が事業契約に定める義務に違反したことにより自らに損害が発生した場合には、相手方に対して損害賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、本事業期間中、甲が本件施設において自ら実施する業務に起因して、甲の責めに帰すべき事由により本件施設を損傷した場合には、当該損傷の復旧は甲がその責任と費用負担において行う。
- 3 乙以外に本件施設について甲の業務を甲から請け負い又は受託した者の責めに帰すべき事由は、前項において甲の責めに帰すべき事由とみなす。

#### （第三者に及ぼした損害）

第71条 乙が本事業の実施に際し、第三者に損害を及ぼした場合には、直ちにその状況を甲に報告する。

- 2 乙は、その責めに帰すべき事由により生じた前項に定める第三者の損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。
- 3 甲が、前項の規定により乙が賠償すべき損害を第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、直ちに支払わなければならない。
- 4 甲は、第1項の損害が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合又は本件施設の存在そのものに起因して（ただし、改築工事部分の構造に起因するものを除く。）第三者に生じた場合は、甲がその損害を賠償しなければならない。
- 5 本事業の実施に関し第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲及び乙が協力してその処理解決にあたる。

## 第14章 契約の期間に伴う措置

#### （事業期間）

第72条 事業契約に基づく本事業の実施期間は、事業契約締結日から本事業期間の終了日までの期間とする。

#### （乙事由による解除）

第73条 事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間に、次の各号に掲げる事由が発生した場合、甲は、乙に対して書面により通知した上で、事業契約を解除することができる。

- （1）乙（乙が共同企業体の場合は乙を構成する各当事者）が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について乙の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（乙の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。

- (2) 乙が事業契約に基づいて甲に提出した報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
  - (3) 別紙6（サービス対価の減額措置）に定める解除事由が発生したとき。
  - (4) 構成員が基本協定書第9条（談合その他の不正行為による事業契約の不締結等）第1項各号又は同第10条（暴力団排除にかかる事業契約の不締結等）第1項各号のいずれかに該当するとき。
  - (5) 乙が、正当な理由なく、事業開始日から30日が経過しても本事業の履行を開始しないとき又はその見込がないと明らかに認められるとき。
  - (6) 乙について、本事業の実施に必要な許認可等が終了し又は取り消され、かつ、相当期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、本事業を継続的に実施することが困難であると甲が合理的に認めたとき。
  - (7) 本事業期間終了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
  - (8) 乙が、第74条（甲の任意による解除、甲事由による解除）第2項及び第75条（法令改正・不可抗力による解除）の規定によらないで事業契約の解除を申し出たとき。
  - (9) 第78条（事業終了時の引継ぎ等）第3項に該当するとき。
  - (10) 乙の株式について第59条（乙の株主の異動等）に違反した状態が合理的期間内に解消されなかったとき。
  - (11) 前各号に掲げる場合のほか、乙が事業契約に違反し（ただし、甲から30日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は事業契約の履行が不能となった場合に限る。）、その違反により事業契約の目的を達することができないと甲が認めたとき。
- 2 次の各号に掲げる者が事業契約を解除した場合は、前項第8号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

#### （甲の任意による解除、甲事由による解除）

第74条 甲は、本件施設について、公益上やむを得ない必要が生じた場合には、6ヶ月以上前に乙に対して通知することにより、事業契約を解除することができる。

- 2 甲の責めに帰すべき事由により、甲が事業契約上の甲の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合において、乙から30日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されないとき又は事業契約の履行が不能となったときは、乙は、解除事由を記載した書面を甲に送付することにより、事業契約を解除することができる。

#### （法令改正・不可抗力による解除）

第75条 事業契約の締結後における法令改正又は不可抗力の発生により、本事業の継続が不可能又は著しく困難となった場合には、甲は、乙と協議の上、事業契約を解除することができる。

#### (解除に伴う履行済みの業務に関して)

第76条 解除事由の如何を問わず、事業契約が解除された場合において、甲は、当該解除時点における履行済みの事業に対応したサービス対価の未払額について、解除後遅滞なく乙に支払う。

2 甲は、前項の支払をする場合、乙が自ら付保した保険に基づき保険金を受領する場合には、当該保険金額を甲からの支払額から控除することができる。

#### (業務引継書の作成等)

第77条 乙は、本事業の終了又は解除に際し、本件施設の維持管理方法や留意事項等を記載した引継書(以下「業務引継書」という。)を作成して甲に提出しなければならない。

2 前項に定める業務引継書の提出は、本事業期間終了による契約終了のときは、本事業期間の終了日の6箇月までに行うものとし、契約解除に伴う契約終了のときは、甲及び乙が協議の上、提出時期等について定める。

3 乙は、業務引継書の作成にあたり、要求水準書に規定する事項を業務引継書に反映させなければならない。

#### (事業終了時の引継ぎ等)

第78条 乙は、本事業期間の終了日までに、要求水準書の規定に従い、乙の責任と費用により、甲又は甲の指定する者に、本件施設の維持管理に関する業務の引継、研修・指導等(以下「終了時の業務引継ぎ等」という。)を行う。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する乙による終了時の業務引継ぎ等を行わないことができる。

(1) 乙が、終了時の業務引継ぎ等の必要がない事由を書面で提出し、これを甲が認めたとき。

(2) 甲が、終了時の業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

3 乙が正当な理由なく第1項の規定に違反したときは、乙は、甲に対して違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、甲の指定する者が算出する終了時の業務引継ぎ等にかかる費用とする。ただし、頭書記載のサービス対価総額の1事業年度相当額(消費税等を含み、頭書記載のサービス対価総額の10分の1の額とする。)の10分の1(ただし、第8条(契約の保証)第5項に基づく保証の額の変更があった場合は、変更後の金額)を上限とする。

4 第1項に定める乙による終了時の業務引継ぎ等の実施期間及び内容等については、要求水準書に記載するほか、甲と乙の協議により定める。

5 理由の如何を問わず、事業契約が解除により終了した場合の業務引継ぎ等については、第1項の「本事業期間の終了日」を「甲が定める期日」と読み替えて前各項を適用する。

#### (契約終了による乙所有資産の取扱い)

第79条 本事業期間の満了又は事業契約の解除による終了に際して、乙が保有する資産は、全て乙の責任において処分しなければならない。

#### (違約金)

第80条 第73条(乙事由による解除)の規定により事業契約が解除された場合には、乙は、頭書記載のサービス対価総額の1事業年度相当額(消費税等を含み、頭書記載のサービス対価総額の10分の1の額とする。)の10分の1(ただし、第8条(契約の保証)第5項に基づく保証の額の変更があった場合は、変更後の金額)に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに支

払わなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、当該解除に起因して甲が被った相当因果関係の範囲内にある損害額（第78条（事業終了時の引継ぎ等）に基づく引継ぎ先の選定及び当該引継ぎ先への引継ぎに関して甲が負担する一切の費用を含む。）が違約金の額を上回るときは、その差額を、甲の請求に基づき支払わなければならない。
- 3 第1項の場合（ただし、第73条（乙事由による解除）第1項第4号及び第1号の場合を除く。）において、第8条（契約の保証）の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

#### （損失補償）

- 第81条 第74条（甲の任意による解除、甲事由による解除）第1項の規定により事業契約が解除された場合には、乙は、当該解除に起因して乙に生じた合理的な範囲の費用及び通常生ずべき損失の補償を求めることができる。
- 2 第76条（法令改正・不可抗力による解除）の規定により事業契約が解除された場合には、当該解除に起因して甲又は乙に生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。ただし、当該解除までに生じた費用のうち第65条（法令改正による追加費用及び損害の負担）及び第68条（不可抗力による追加費用及び損害の負担）に基づき甲の負担となる費用並びに当該解除に起因して乙に生じた合理的な範囲の費用については甲の負担とする。

#### （事業終了後の解散及び債務引受）

- 第82条 乙は、本事業期間終了時点においてもなお乙が事業契約に基づく金銭債務を負担すると甲が合理的に認める場合には、甲の事前の書面による承諾なくして、当該金銭債務の支払が完了するまで、解散等を行ってはならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、乙は、本事業期間終了後、乙が事業契約に基づき負担する債務は第12条（成果物の契約不適合責任）第3項及び第4項に基づく債務のみであると甲が合理的に認める場合には、60日前までに甲に対して通知の上、解散等を行うことができる。かかる場合、甲は、代表企業に対して当該代表企業が当該支払債務を引き受けるよう求めることができる。

## 第15章 知的財産権

#### （著作権の帰属）

- 第83条 甲が、本事業の募集段階において又は事業契約に基づき、乙に対して提供した情報、書類及び図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）について、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権（以下本章において「知的財産権」という。）が存する場合、その知的財産権は、甲に帰属する。

#### （成果物の利用）

- 第84条 甲は、成果物について、甲の裁量により無償で利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、事業契約の終了後も存続する。

- 2 甲の指定する者に対して本件施設について新たに事業の全部又は一部と同等の業務が委託される場合、前項の利用の権利及び権限は、事業契約終了後、甲の指定する者にも付与される。
- 3 成果物及び本件施設のうち著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものにかかる著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下「著作者の権利」という。）の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 4 乙は、甲（第2項における甲の指定する者を含む。）が成果物及び本件施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作者（乙を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又はさせてはならない。
  - （1） 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本件施設の全部若しくは一部の内容を自ら公表し若しくは広報に使用し又は甲が認めた公的機関をして公表させ若しくは広報に利用させること。
  - （2） 成果物を他人に閲覧させ、複製させ又は譲渡すること。
  - （3） 必要な範囲で、甲又は甲が委託する第三者をして成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
  - （4） 本件施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
  - （5） 事業契約の終了後に、本件施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し又は取り壊すこと。
- 5 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合及び法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により次に掲げる行為を行う場合は、この限りではない。
  - （1） 成果物及び本件施設の内容を公表すること。
  - （2） 本件施設に乙の実名又は変名を表示すること。
  - （3） 成果物を他人に閲覧させ、複製させ又は譲渡すること。

#### （著作権等の譲渡禁止）

第85条 乙は、自ら又は著作権者をして、成果物及び本件施設にかかる著作者の権利を第三者に譲渡し若しくは継承し又は譲渡させ若しくは継承させてはならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除く。

#### （第三者の有する著作権の侵害防止）

第86条 乙は、成果物及び本件施設（乙が改築を行った部分に限る。以下この条において同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。

- 2 乙は、成果物又は本件施設のいずれかが第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し又は必要な措置を講ずる。なお、この項の規定は事業契約の終了後も存続する。

#### （第三者の知的財産権等の侵害）

第87条 乙は、事業契約の履行にあたり、前条（第三者の有する著作権の侵害防止）のほか、第三者の有する知的財産権を侵害しないこと並びに乙が甲に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権を侵害していないことを甲に対して保証する。

- 2 乙が事業契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権を侵害し又は乙が甲に対して提供する

いずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権を侵害する場合には、乙は、乙の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して甲に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、甲に対して補償及び賠償し又は甲が指示する必要な措置を講ずる。ただし、乙の当該侵害が、甲の特に指定する工事材料、施工方法又は保守管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。なお、この項の規定は事業契約の終了後も存続する。

#### (知的財産権の対象技術の使用)

第88条 乙は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等（以下この条において「知的財産権対象技術」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲が当該技術等の使用を指定した場合であって乙が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担する。

2 乙は、自己が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を本事業に導入した場合、甲及び甲が指定する者に対し、事業契約終了後における当該技術が導入された本件施設の運営のための当該技術の利用を、無償かつ無期限で許諾したものとみなす。

3 乙は、第三者（乙の株主を含むが、これに限られない。）が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を本事業に導入した場合であって、当該知的財産権対象技術のうち甲が指定したものについては、当該第三者をして、甲及び甲が指定する者に対し、事業契約終了後における当該技術が導入された本件施設の運営のための当該技術の利用を、無償かつ無期限で許諾させなければならない。ただし、事業契約終了日において乙が当該第三者に対して当該技術の利用にかかる対価の支払義務を負っている場合で、当該対価の支払が当該技術の利用期間に応じて定期的に行われていたものである場合には、有償（甲が合理的と認める範囲に限り、かつ、合理的な理由のない限り乙が負担していた金額を上限とする。）かつ無期限で許諾させることで足りる。また、当該第三者が乙の株主以外の第三者である場合には、乙は、当該第三者をして、当該技術の利用を無償（ただし、甲が別途認める場合は有償。）かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することで足りる。

## 第16章 雑則

#### (情報管理)

第89条 乙は、本事業期間中及び事業契約の終了後においても、本事業の実施に付随関連して知り得た個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和6年12月23日条例第30号）に従わなければならない。

#### (秘密保持義務)

第90条 甲及び乙は、事業契約に関連して相手方から秘密情報として知り得た情報（個人情報を含み、以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、第三者に開示してはならず、事業契約の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。

- 2 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次に掲げる場合に限り、秘密情報を開示することができる。
- (1) 当該情報を知る必要のある甲又は乙の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
  - (2) 当該情報を知る必要のある構成員、業務委託請負先若しくは本事業に関して乙に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
  - (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合
- 3 この条の規定は、甲及び乙による事業契約の完全な履行又は事業契約の終了後においても、なお効力を有する。

#### （金融機関等との協議）

第91条 甲は、必要と認めた場合には、本事業に関して乙に融資等を行う金融機関等との間で、次の各号に掲げる事項その他本事業の継続的实施の確保に必要な事項について協定書を締結する。

- (1) 金融機関等が本事業のための融資に関して締結した契約（以下この条において「融資関連契約」という。）に定める融資実行前提条件の不充足、期限の利益喪失事由の発生その他協定書において合意する事項が発生した場合における金融機関等から甲への通知及び一定期間の事前協議の実施
- (2) 事業契約における解除事由の発生、事業契約に基づく乙に対する損害賠償請求その他協定書において合意する事項が発生した場合における甲から金融機関等への通知及び一定期間の事前協議の実施
- (3) 融資関連契約に基づく乙に対する債権を担保するための、乙の議決権付株式、事業契約上の乙の地位その他の担保目的物に対する担保権の設定、対抗要件具備及び実行に関する条件

#### （遅延利息）

第92条 甲又は乙が、事業契約その他甲と乙の間で締結された契約等に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下この条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、履行期日の翌日時点における支払遅延防止法の遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を相手方当事者に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

- 2 甲は、事業契約その他甲と乙の間で締結された契約に基づいて生じた乙に対する債権及び債務を、法令の範囲内において対当額で相殺することができる。

#### （契約の変更）

第93条 事業契約は、甲及び乙の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

- 2 甲及び乙は、令和●年●月末から令和●年●月末までに、当該時点までに実施した本事業の内容を踏まえ、本事業における官民の最適な役割分担による本事業の最適化を目的として、それぞれ翌事業年度以降の本事業期間における要求水準書等の変更の必要性及び変更に関する協議を行う。

- 3 前項に基づく協議において、甲が本事業の最適化に資すると合理的に判断した場合には、甲及び乙は、適用法令上可能な範囲において要求水準書等の変更にかかる合意書を締結する。

#### (準拠法・管轄裁判所)

第94条 事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

- 2 事業契約に関連して発生した全ての紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### (通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等)

第95条 事業契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び解除は、原則として、相手方に対する書面をもって行われなければならない。甲及び乙は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知する。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った請求等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付する。
- 3 甲及び乙は、事業契約その他の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録する。
- 4 事業契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計算単位は、要求水準書等又は設計図書に別段の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによる。
- 5 事業契約の履行に関する期間の定めについては、要求水準書等又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによる。
- 6 事業契約の履行に関して甲と乙の間で用いる時刻は日本標準時とする。
- 7 事業契約の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

#### (疑義に関する協議)

第96条 要求水準書等及び設計図書に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は要求水準書等及び設計図書の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議してこれを解決する。

以上

## 定義集

- (1) 「本事業」とは、伊丹市下水道ウォーターPPP事業をいう。
- (2) 「募集要項」とは、市が令和8年●月●日付で公表した伊丹市下水道ウォーターPPP事業 募集要項（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。
- (3) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類（「伊丹市下水道ウォーターPPP事業 基本協定書（案）」、「伊丹市下水道ウォーターPPP事業 事業契約書（案）」及び要求水準書を除く。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに質問回答書その他これらに関して市が発出した書類をいう。
- (4) 「基本協定書」とは、市と代表企業及びその他の構成員との間で令和8年●月●日付で締結された伊丹市下水道ウォーターPPP事業 基本協定書をいう。
- (5) 「モニタリング基本計画書」とは、募集要項の添付書類として公表された「伊丹市下水道ウォーターPPP事業 モニタリング基本計画書」（その後の修正も含む）をいう。
- (6) 「モニタリング実施計画書」とは、モニタリング基本計画書に基づき市が作成するモニタリング実施計画書をいう。
- (7) 「要求水準書」とは、募集要項の添付資料として公表された「伊丹市下水道ウォーターPPP事業 要求水準書」（その後の修正を含む。）をいう。
- (8) 「要求水準」とは、乙による本事業の実施にあたり、市が要求水準書に基づき乙に履行を求める水準をいい、提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、提案書による水準をいう。
- (9) 「要求水準の未達」とは、要求水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。
- (10) 「提案書類」とは、乙が令和8年●月●日付で提出した審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式（審査書類についての確認事項回答文書、その他書類一式に関して甲が乙に対して確認した事項に対する乙の回答（書面による回答（局に提出された書類を含む。）及び口頭による回答を含む。）を含む。）をいう。
- (11) 「業務準備期間」とは、事業契約締結日の翌日から令和9年3月31日までの期間をいう。
- (12) 「本事業期間」とは、乙が本契約に基づき、本事業を実施する期間（令和9年4月1日から令和19年3月31日まで）をいう。
- (13) 「事業開始日」とは、第22条（事業の開始条件）第1項各号の条件を全て充足した日の翌日又は事業開始予定日（令和9年4月1日。ただし、事業契約の規定に基づき変更があった場合には変更後の日）のいずれか遅い日をいう。
- (14) 「事業年度」とは、本事業に関する各年度をいい、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する期間をいう。
- (15) 「代表企業」とは、応募グループにより応募した構成企業のうち、代表して応募手続を行う企業である【代表企業名】をいう。
- (16) 「構成員」とは、応募グループを構成する企業をいい、本契約締結時点では【代表企業名】、【構成員名】及び【構成員名】をいう。
- (17) 「優先交渉権者」とは、本事業を実施する民間事業者として選定された【代表企業名】コンソーシアム（●株式会社を代表企業並びに●株式会社及び●株式会社を構成員とするコンソーシアム）をいう。
- (18) 「本件施設」とは、要求水準書「1 総則 1.4 業務範囲 (2)対象施設」に示す下水道管路施設（汚水）をいう。
- (19) 「更新」とは、下水道管路施設又は設備の全部又は主要部分を取り替えることにより、その機能

を回復又は向上させることをいう。

- (20) 「改築」とは、下水道管路施設又は設備の全部又は一部について、機能の維持又は向上を目的として行う更新、長寿命化対策その他これらに類する行為をいう。
- (21) 「修繕」とは、下水道管路施設又は設備の機能を維持し、又は回復するために行う補修、部品交換その他の行為であって、改築に該当しないものをいう。
- (22) 「統括管理業務」とは、本事業を構成する各業務全体を管理する業務を個別に又は総称していう。
- (23) 「日常的維持管理業務」とは、管路施設清掃業務、住民対応業務、その他附帯する業務を個別に又は総称していう。
- (24) 「計画的維持管理業務」とは、管路施設修繕業務、管路施設点検業務（法定点検）、管路施設点検業務、管路施設調査業務、その他附帯する業務を個別に又は総称していう。
- (25) 「設計等に関する業務」とは、管路施設ストックマネジメント計画（第1回）（第2回）策定業務、管路施設改築設計業務（第1回）（第2回）、その他附帯する業務を個別に又は総称していう。
- (26) 「構成員外委託禁止業務」とは、統括管理業務を個別に又は総称していう。
- (27) 「開庁日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く日をいう。
- (28) 「業務委託請負先」とは、本事業にかかる各業務の全部又は一部を乙から直接受託し又は請け負う代表企業、構成員その他第三者をいう。
- (29) 「許認可等」とは、許可、認可、指定、その他の行政行為若しくは適用法令上必要な届出又は報告をいう。
- (30) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、その他の公的機関の定める全ての規定、判断、措置等の規準をいう。
- (31) 「関係法令」とは、要求水準書 別紙3（関係法令）に規定する関係法令をいう。
- (32) 「国庫補助金等」とは、下水道法第34条に基づき国から甲に対し支給される社会資本整備総合交付金（下水道事業）、防災・安全交付金（下水道事業）、下水道防災事業費補助、下水道事業費補助等をいう。
- (33) 「成果物」とは、修繕・改築計画、設計図書、完成図書及びその他乙が事業契約に基づき又は市の請求により作成した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。

以上

## 事業日程

業務	開始（予定）日	満了（予定）日
業務準備期間	令和8年●月●日	令和9年3月31日
事業期間	令和9年4月1日	令和19年3月31日
第Ⅰ期事業期間（1年）	令和9年4月1日	令和10年3月31日
第Ⅱ期事業期間（5年）	令和10年4月1日	令和15年3月31日
第Ⅲ期事業期間（4年）	令和15年4月1日	令和19年3月31日

以上

## 国庫補助対象業務

本事業を構成する業務の内、国庫補助金等の対象となる業務は次のとおりである。

業務	区分	精算対象業務	参考数量 (10年間 合計)	単位	備考
③計画的維持管理業務					
管路施設点検業務	C-3	スクリーニング調査	/	式	事業期間内における新規ストックマネジメント計画策定により令和10年度以降に実施の可能性あり。実施の場合の数量、費用等は策定時の変更協議による。
管路施設調査業務	C-4	小口径TVカメラ調査	146,710	m	
		小口径TVカメラ調査（夜間）	7,720	m	
		大口径TVカメラ調査	8,730	m	
		大口径TVカメラ調査（夜間）	400	m	
		洗浄工	154,430	m	
		モルタル等除去	50	箇所	
		木根除去	50	箇所	
		下水道汚泥処分	74	m <sup>3</sup>	
		交通誘導員A	60	人	
		交通誘導員B	1,600	人	
		交通誘導員A（夜間）	10	人	
		交通誘導員B（夜間）	60	人	
④設計等に関する業務					
管路施設ストックマネジメント計画策定業務	D-1	ストックマネジメント計画策定	2	回(年)	令和9年度、令和14年度に実施
		修繕・改築計画の策定	20	km	
管路施設改築設計業務	D-2	管渠改築実施設計 (φ800mm以上)	500	m	令和10年度、令和15年度に実施
		既設管劣化度調査	20	箇所	
		交通誘導員B	30	人	

## 乙が付す保険

【「提案書様式3-2-3 ②リスク管理について」で事業者が提案する保険の内容に基づき記載する。】

## サービス対価の支払方法及び改定方法

## 1 サービス対価の支払方法

## (1) サービス対価の構成

甲は乙が行う本事業に係る各業務に対する対価をサービス対価として支払う。

別紙5－表1 本事業に係るサービス対価の構成

業務内容	区分	支払の対象となる費用	備考
①統括管理業務	A-1	人件費等	
	A-2	初期費用	S P C 設立費等
②日常的維持管理業務			
管路施設清掃等業務	B-1	人件費、資材費等	
住民対応業務	B-2	人件費、資材費等	
③計画的維持管理業務			
管路施設修繕業務	C-1	人件費、資材費等	
管路施設点検業務 (法定点検)	C-2	人件費、資材費等	
管路施設点検業務	C-3	人件費、資材費等	
管路施設調査業務	C-4	人件費、資材費等	
④設計等に関する業務			
管路施設ストックマネジメント 計画策定業務	D-1	人件費等	
管路施設改築設計業務	D-2	人件費等	

(2) サービス対価の算定方法及び支払方法

別紙5-表2 本事業に係るサービス対価の算定方法及び支払方法

業務内容	区分	支払期	備考
①統括管理業務	A-1	年払	■年度終了後一括支払い(年度毎)
	A-2	年払	■年度終了後一括支払い(年度毎)
②日常的維持管理業務			
管路施設清掃等業務	B-1	年払	■年度終了後一括支払い(年度毎) ■実際の実施数量に応じ精算する。
住民対応業務	B-2	年払	■年度終了後一括支払い(年度毎) ■実際の実施数量に応じ精算する。
③計画的維持管理業務			
管路施設修繕業務	C-1	完了時	■業務完了を確認後一括支払い(年度毎) ■実際の実施数量に応じ精算する。
管路施設点検業務 (法定点検)	C-2	完了時	■業務完了を確認後一括支払い(年度毎) ■実際の実施数量に応じ精算する。
管路施設点検業務	C-3	完了時	■業務完了を確認後一括支払い(年度毎) ■実際の実施数量に応じ精算する。
管路施設調査業務	C-4	完了時	■業務完了を確認後一括支払い(年度毎) ■実際の実施数量に応じ精算する。
④設計等に関する業務			
管路施設ストックマネジメント計 画策定業務	D-1	完了時	■業務完了を確認後一括支払い(設計毎) ■実際の実施数量に応じ精算する。
管路施設改築設計業務	D-2	完了時	■業務完了を確認後一括支払い(設計毎) ■実際の実施数量に応じ精算する。

3 サービス対価の精算方法

サービス対価B-1、B-2、C-1、C-2、C-3、C-4、D-1、D-2の精算については、次のとおりとする。

- ① 各サービス対価を構成する、別紙5-表3に示す各精算対象業務項目の乙の提案額と参考数量により、単位あたりの単価を算出する。
- ② 算出された単価に実際の業務量を乗じ、実業務量に基づく価格を算定する。
- ③ 算定した実業務量に基づく価格と、各業務の乙の提案額の差額を精算額とする。
- ④ 精算額は当該年度のサービス対価に反映させる。ただし、各年度の予算措置額を超える場合は当該年度の翌年度のサービス対価に反映させる場合がある。

別紙5-表3 精算対象

単位:円

業務	区分	精算対象業務	事業費 (10年間合計)	参考数量 (10年間合計)	単位	1単位当たりの費用 (事業費/参考数量)	備考
② 日常的維持管理業務							
管路施設清掃等業務	B-1	本管清掃	0	64,020	m	0	
		本管清掃(夜間)	0	6,840	m	0	
		緊急本管清掃	0	3,000	m	0	
		伏せ越し人孔清掃	0	1,280	箇所	0	
		モルタル等除去	0	270	箇所	0	
		木根除去	0	120	箇所	0	
		公共汚水樹及び取付管清掃	0	270	箇所	0	
		緊急公共汚水樹及び取付管清掃	0	170	箇所	0	
		採水・採泥作業	0	50	箇所	0	
		汚泥分析	0	10	回(年)	0	※毎年度実施
		本管TVカメラ調査	0	6,000	m	0	
		取付管TVカメラ調査	0	140	箇所	0	
		洗浄工	0	3,000	m	0	
		下水道汚泥処分	0	60	m <sup>3</sup>	0	
		交通誘導員A	0	40	人	0	
		交通誘導員B	0	900	人	0	
		交通誘導員B(夜間)	0	30	人	0	
住民対応業務	B-2	住民対応	0	2,400	件	0	
③ 計画的維持管理業務							
管路施設修繕業務	C-1	内面補修工	0	50	箇所	0	
		取付管一体型内面補修工	0	20	箇所	0	
		本管TVカメラ調査	0	2,000	m	0	
		洗浄工	0	2,000	m	0	
		交通誘導員B	0	60	人	0	
管路施設点検業務(法定点検)	C-2	マンホール目視調査	0	242	箇所	0	※令和12年度、令和17年度に実施
管路施設点検業務	C-3	スクリーニング調査			式		※事業期間内における新規計画策定により令和10年度以降に実施の可能性あり。数量、費用等は策定時の変更協議による。
管路施設調査業務	C-4	小口径TVカメラ調査	0	146,710	m	0	
		小口径TVカメラ調査(夜間)	0	7,720	m	0	
		大口径TVカメラ調査	0	8,730	m	0	
		大口径TVカメラ調査(夜間)	0	400	m	0	
		洗浄工	0	154,430	m	0	
		モルタル等除去	0	50	箇所	0	
		木根除去	0	50	箇所	0	
		下水道汚泥処分	0	74	m <sup>3</sup>	0	
		交通誘導員A	0	60	人	0	
		交通誘導員B	0	1,600	人	0	
		交通誘導員A(夜間)	0	10	人	0	
交通誘導員B(夜間)	0	60	人	0			
④ 設計等に関する業務							
管路施設ストックマネジメント計画策定業務	D-1	ストックマネジメント計画策定	0	2	回(年)	0	※令和9年度、令和14年度に実施
		修繕・改築計画の策定	0	20	km	0	
管路施設改築設計業務	D-2	管渠改築実施設計(φ800mm以上)	0	500	m	0	
		既設管劣化度調査	0	20	箇所	0	※令和10年度、令和15年度に実施
		交通誘導員B	0	30	人	0	

## 2 物価変動等による改定

### (1) 物価変動等の指標

別紙5-表4 物価変動等の指標

業務内容	区分	改定で使用する指標	
①統括管理業務	A-1	設計業務委託等 技術者単価	設計業務(7職階)平均
	A-2	改定しない	
②日常的維持管理業務			
管路施設清掃等業務	B-1	建設工事費 デフレーター	公共工事 > 土木1(災害復旧除く) > 下水道
住民対応業務	B-2	公共工事設計 労務単価	全職種平均
③計画的維持管理業務			
管路施設修繕業務	C-1	建設工事費 デフレーター	公共工事 > 土木1(災害復旧除く) > 下水道
管路施設点検業務 (法定点検)	C-2	建設工事費 デフレーター	公共工事 > 土木1(災害復旧除く) > 下水道
管路施設点検業務	C-3	建設工事費 デフレーター	公共工事 > 土木1(災害復旧除く) > 下水道
管路施設調査業務	C-4	建設工事費 デフレーター	公共工事 > 土木1(災害復旧除く) > 下水道
④設計等に関する業務			
管路施設ストックマネジメント 計画策定業務	D-1	設計業務委託等 技術者単価	設計業務(7職階)平均
管路施設改築設計業務	D-2	設計業務委託等 技術者単価	設計業務(7職階)平均

### (2) 改定の条件

対価の支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。

初回の改定は、募集要項公表月（令和8年6月末時点）に公表されている最新の指標を基準とし、令和9年6月末に公表されている最新の指標を比較し、±1.5%を超過する増減があった場合に対価の支払額を改定する。

初回の改定以降は、毎年6月末時点で公表されている最新の指標（毎月公表される指標は直近12カ月の平均値とする）に基づき、8月末までに確認を行い、±1.5%を超過する増減があった場合に対価の支払額を改定する。

乙はサービス対価の改定の有無に関わらず、毎年7月末までに、サービス対価の改定で使用する指標の変動について甲へ書面により報告すること。

改定により当該年度のサービス対価の増減が発生した場合は、当該増減を当該年度の翌年度のサービス対価で調整する。なお、最終年度については当該年度で増減の調整を行う。

### (3) 改定の計算式

#### ① 算定式

サービス対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

なお、当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$Y = X \times \alpha$$

ここで、Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用（税抜、第1回目の改定が行われるまでは事業契約に示された当該費用）

$$\alpha : \text{改定率} \left( \frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

#### ② 消費税及び地方消費税の改正による改定

事業期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、甲の乙への支払にかかる消費税及び地方消費税については、甲が改定内容にあわせて負担する。

### (4) その他例外的な改定について

固定費、変動費を構成する費目のうち、(1)から(3)による改定方法が適当でないと甲が認めた費目については、甲と乙が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。

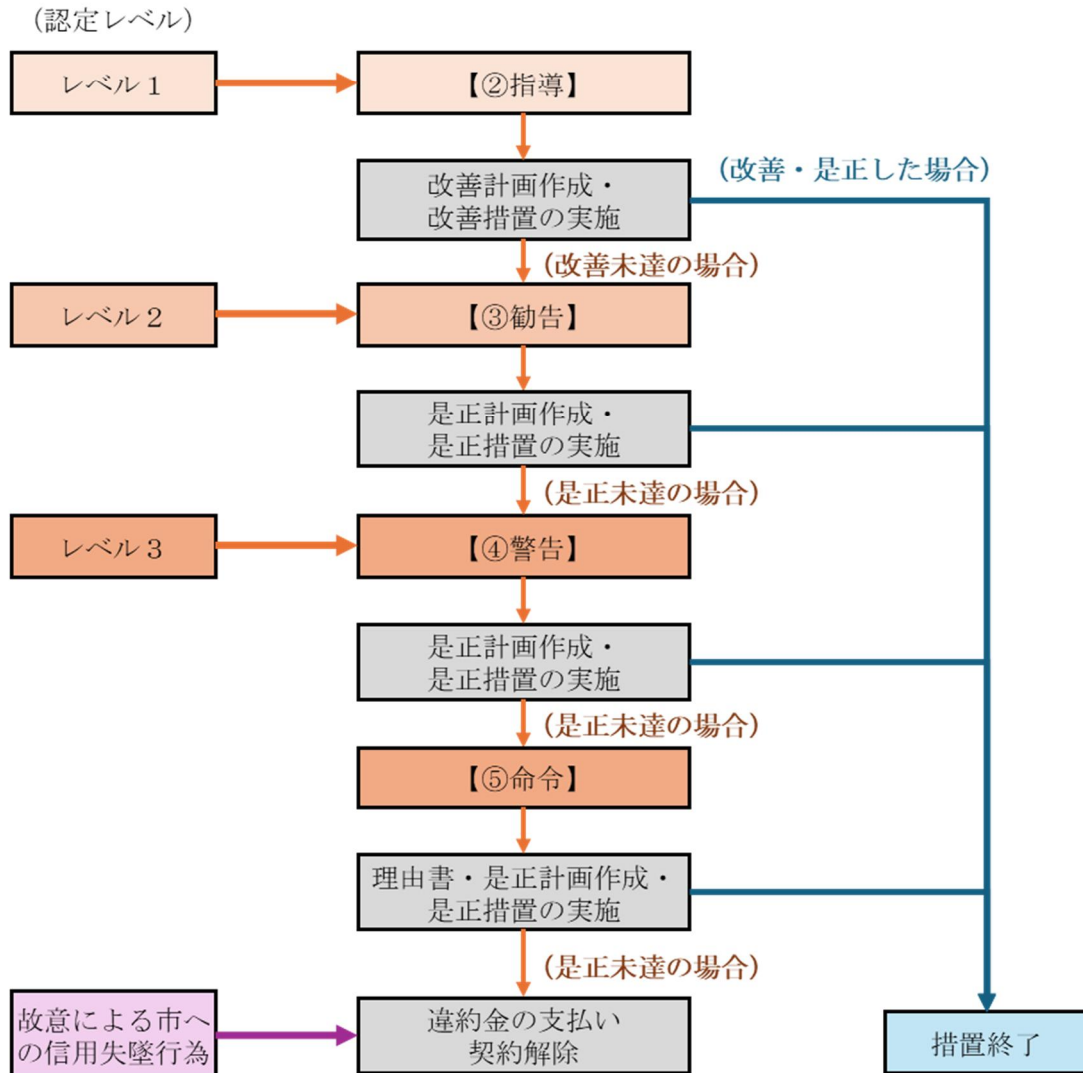
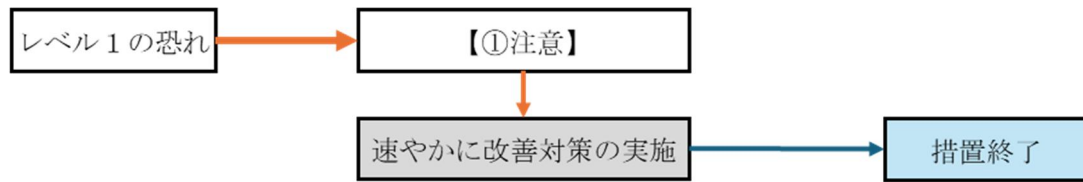
## サービス対価の減額措置

### 1 要求水準の未達成等の認定レベル

甲によるモニタリングの結果、乙が実施した業務について要求水準未達等が確認できる場合には、甲が策定するモニタリング基本計画書等に基づき、下表に示す措置の対象となるレベルに応じ、甲は乙に対して、【①注意】、【②指導】、【③勧告】、【④警告】及び【⑤命令】の措置を図1のとおり行うことができる。

別紙6－表1 要求水準未達等の認定レベルと事象

認定レベル	事象
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 業務上の軽微な不備 (例) ・書類、備品の整理整頓不足</li> </ul>
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要求水準未達がある場合、影響が甲と乙の間又は対象施設内に留まるもの (例) ・書類等の欠損 <ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的理由のない業務遅延の発生</li> <li>・苦情の頻発</li> <li>・必要な調査等の未実施</li> <li>・過失による事故の発生（影響が対象施設内に留まるもの）</li> </ul> </li> <li>■ レベル1の【②指導】を受けたにも拘わらず改善期限までに改善されない場合 ※ 改善期限は協議により定める。</li> </ul>
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要求水準未達で故意又は過失による甲への信用失墜行為（契約解除に該当するものを除く）、不法行為、その他影響が第三者又は対象施設外に及ぶもの (例) ・苦情の放置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定点検の未実施</li> <li>・過失による事故の発生（影響が対象施設外に及ぶもの）</li> </ul> </li> <li>■ レベル2の【③勧告】を受けたにも拘わらず是正期限までに是正されない場合 ※ 是正期限は協議により定める。</li> </ul>



別紙6-図1 要求水準等の未達成に係る措置

## 2 サービス対価の減額方法

### (1) サービス対価減額の額の算定式

実施した業務について、【③勧告】に該当する要求水準の未達成等があった場合は、当該業務にかかるサービス対価（A-1、B-1、B-2、C-1、C-2、C-3、C-4、D-1、D-2）を減額する。減額の額の算定式は次のとおりとする。

$$\left( \begin{array}{l} \text{要求水準未達成等の生じた各} \\ \text{年度のサービス対価の額} \end{array} \times 5.0\% \times \frac{\text{【③勧告】の発出日から甲が是正を} \\ \text{確認した日までの日数(両端計算)}}{365日} \right)$$

## (2) 減額方法

甲は、上記により算定された減額の額を、当該年度の当該サービス対価支払額から減額し、サービス対価を支払う。

なお、当該年度の終了日までに甲が是正を確認できない場合は、上記(1)に示す算定式の「【③勧告】の発出日から甲が是正を確認した日までの日数(両端計算)」を「【③勧告】の発出日から当該年度の終了日(両端計算)」と読み替えて算定された額を当該サービス対価から減額する。この場合、当該年度の翌年度のサービス対価の減額については、上記(1)に示す算定式の「【③勧告】の発出日から甲が是正を確認した日までの日数(両端計算)」を「当該年度の開始日から甲が是正を確認した日までの日数(両端計算)」と読み替えて算定する。

複数の【③勧告】が発出された場合は、それぞれの【③勧告】についてサービス対価の減額を行う。

## プロフィットシェア

### 1 乙の業務改善等の提案

乙は、本事業期間中、本事業について、第56条（プロフィットシェア）に基づき、業務改善提案を提案することができる。本業務において、要求水準書の変更を伴わず、かつ本業務にかかるサービス対価の額の低減を伴うものを、本別紙の対象とする。

### 2 業務改善等の実施

甲は、乙の業務改善等の提案により必要と認める場合は、乙に対して当該業務の検討（要求水準書の変更の要否を含む。）を指示することができる。この場合、乙は、当該指示の受理後遅滞なく、当該業務の導入が本事業の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告する。

甲は、当該検討結果の受理後遅滞なく、当該業務（これに伴う要求水準書の変更を含む。）を行うか否かを乙に通知する。

当該業務を実施する旨の通知がなされた場合、当該通知以降、乙は、要求水準書に従って事業実施計画の作成等を行い、当該業務により要求水準書が変更される場合には、別途甲と乙が合意した日から適用されるものとする。

### 3 業務改善等に伴うサービス対価の減額

甲は、要求水準書を変更することなく当該業務が行われた場合、当該業務の実施のために乙が負担する費用の減少に応じて、対応するサービス対価を減額する。甲は、サービス対価の減額について、当該業務の実施のために乙が負担する費用が低減すると見込まれる額の少なくとも10分の5に相当する額を減額しない。乙が負担する費用が低減すると見込まれる額は、甲及び乙が協議して定める。